

（趣旨）

第1条 この要領は、日野市（以下「市」という。）における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）電子署名 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。
- （2）立会人型電子署名 契約等を行う当事者でない第三者であって、市との契約に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者（以下「電子契約サービス提供事業者」という。）が、契約等を行う当事者の指示に基づいて付与する当該事業者の証明書を付した電子署名をいう。
- （3）電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書をいい、仮契約書も含む。
- （4）電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- （5）電子契約サービス 電子契約サービス提供事業者が行う立会人型電子署名による電子契約を行うサービスをいう。
- （6）担当者 市の職員のうち、電子契約の相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行う者をいう。
- （7）承認者 市の職員のうち、電子契約の相手方と担当者がやり取りを行う電子契約書が市の決裁を得たものであることを電子契約サービス上で承認する者をいう。

（電子署名の利用）

第3条 この要領における電子署名は、立会人型電子署名により行うものとするとともに、契約担当課長が利用するものとする。

（電子契約の利用範囲）

第4条 市における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

- （1）法令等の定めにより書面で行うべきとされている契約
- （2）その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

（承認者の設置）

第5条 契約担当課に承認者1名を置くものとし、契約担当課長を充てるものとする。

2 前項に規定する承認者が不在のときは、日野市事務決裁規定（令和3年訓令第1号）第5条の規定による。

（電子契約の運用管理者）

第6条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、契約担当課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持管理すること。

(2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。

(3) 電子契約サービスの効率的な運用を進めること。

(4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

(アカウント等の取扱い)

第7条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し運用する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、担当者が適正に行う。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの設定及び変更は、担当者が行う。

5 運用管理者は、前項のパスワードを担当者以外の者に知られないよう厳重に管理する。

(電子契約によることの意味確認)

第8条 担当者は、原則として契約の相手方からの電子契約利用申出書（第1号様式）の提出により、当該契約の相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

2 入札により落札決定を行う場合は、入札又は見積合わせと並行して前項に規定する意思の確認を行い、入札を行わない場合は、契約の相手方に対する契約の申入れに並行して前項に規定する意思の確認を行う。

(電子契約サービスの取扱いに関する特約書)

第9条 電子契約サービスを利用して契約を締結する場合、電子契約書の取扱いに関する特約書（第2号様式）を用いて行うものとする。

(契約内容の修正)

第10条 担当者は、締結した電子契約書に誤字、語句の修正等の軽微な修正の必要が生じた場合は、電子契約の相手方の了承のもと、新たな電子契約書一式を電子契約サービスに登録し、電子契約の手続を行うことで当該修正を行うことができる。この場合において、修正前の電子契約書は無効とし、その旨を修正後の電子契約書上に規定するものとする。

(電子契約書の保存)

第11条 電子契約書の正本は、電子契約サービスのクラウド上に保存される電子契約書とする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、令和7年6月13日から施行する。